

岡山市宿泊税等検討委員会設置条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 7 6 号

岡山市宿泊税等検討委員会設置条例

(設置)

第 1 条 本市の持続可能な観光の実現に向け、宿泊税を含む新たな観光財源等について調査審議するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、岡山市宿泊税等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 宿泊税等の新たな観光財源に関すること。
- (2) 持続可能な観光の実現に向けた施策に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 観光関係団体を代表する者
- (3) その他市長が認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から諮問事案に係る審議が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

制定理由

岡山市宿泊税等検討委員会を設置するため、本条例を制定したものである。

○岡山市会議公開要綱

平成12年7月14日

市告示第375号

(趣旨)

第1条 この告示は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第31条に規定する会議等の公開について必要な事項を定めるものとする。

(対象とする会議)

第2条 この告示の対象とする会議は、附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき設置されたものをいう。）の会議とする。

(会議公開の原則)

第3条 附属機関の会議は、これを公開とする。

(不服申立て等に係る会議の非公開)

第4条 前条の規定にかかわらず、不服申立て、苦情、あっせん及び調停に係る会議は、非公開とする。ただし、附属機関は、次に掲げる場合においては、会議に諮り、口頭審理等を公開することができる。

(1) 不服申立て又は苦情に係る口頭審理等について当該申立人から公開の申立てがあるとき。

(2) あっせん又は調停に係る口頭審理等について当該当事者の双方から公開の申立てがあるとき。

(非公開とすることができる会議)

第5条 第3条及び前条ただし書の規定にかかわらず、附属機関は、審議等の内容が条例第5条各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかに該当すると認めるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議開催の事前公表)

第6条 実施機関（附属機関が設置されている市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）は、その定めるところにより、附属機関の会議の日時、場所等をあらかじめ公表しなければならない。ただし、緊急に附属機関の会議が開催されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第7条 何人も、第4条又は第5条の規定により附属機関の会議が非公開とされたときを

除き、実施機関の定めるところにより、附属機関の会議を傍聴することができる。

(会議資料の提供)

第8条 附属機関の会議が公開されるときは、実施機関の定めるところにより、傍聴する者に会議資料（非開示情報が記録されている部分を除く。）を提供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 実施機関は、附属機関の会議について、会議録を作成しなければならない。

(会議録の記載事項)

第10条 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 出席者
- (4) 会議内容
- (5) 会議資料
- (6) 会議録の作成方法
- (7) その他必要事項
- (8) 審議内容

(会議録の標準様式)

第11条 実施機関は、会議録を作成するときは、別記様式に従って行うものとする。ただし、会議の種類に応じて適宜変更してもよいものとする。

(委任)

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年市告示第192号）

この告示は、公布の日から施行する